

税制改革における政府と利益集団

岩崎 健久

はじめに

- 一 政策決定者の動向
 - (一) 一般消費税
 - (二) 売上税
 - (三) 消費税
- 二 利益集団の動向
 - (一) 財界
 - (二) 財界以外の経済団体
 - (三) 労働、消費者、婦人、その他の団体
- 三 まとめ

はじめに

税制問題は、特に財政学や経済学的研究が多く、政治学的な研究は少ない。そこで、本稿では、大型間接税をテーマとして、税制問題を政治学的にアプローチしてみようと思う。

税制改革における政府と利益集団

戦後日本において、税制が、最も政治的に大きなイシューとなつたのは、一般消費税、売上税、消費税という大型間接税の導入問題であつた。本稿で扱う大型間接税とは、あらゆる財・サービスの消費に対して、多段階的、包括的、網羅的、普遍的に課税する間接税、いわゆる付加価値税と称されるもので、具体的には、大平内閣の一般消費税、中曽根内閣の売上税、竹下内閣の消費税とする。

さて、大型間接税が導入されたのは、昭和六三年一二月の竹下内閣による消費税法案の成立であつた。この消費税導入以前には、大平内閣の一般消費税、中曽根内閣の売上税の失敗があり、成立までに約一〇年もの年月を要したわけで、自民党や大蔵省にとっては、多くの困難を伴うものであつた。

ではまず、大型間接税のイシューの特徴について検討する。大型間接税は、あらゆる財・サービスに課税され、その負担は、最終的には、消費者一人一人に求める税制である。また間接税は、納税義務者と納税負担者が異なる税制で、間接税

導入の場合には、この両者を考慮に入れる必要がある。大型間接税の場合、納税義務者があらゆる事業者、企業であり、納税負担者は、最終的には消費者、つまり国民全体である。このような特徴をもつ大型間接税の導入は、税制的には、次のような意味を持つものであった。

消費税が導入される以前の現代日本の税法系は、シャウプ勧告により、法人税や所得税といった直接税を中心にしたものであった。これは、個人よりも法人から、また、所得税では、超過累進税率を用いることにより、高額所得者層からより多くの税金を徴取するというもので、垂直的公平を重視するものであった。

しかし、消費税が導入されると、所得税、法人税中心主義から、間接税にも相応の負担をせよとすることができ、税体系ができてきたことになった。つまり、消費税が導入された現在でも、いまだ直間比率は約七対三であるが、これを間接税の引き上げ（つまり、消費税の税率アップ）により、将来的には六対四位にし、間接税という景気にあまり左右されない安定した財源により、高齢化社会に備える税法系を作り上げるのができたのである。このことは、従来の垂直的公平のを重視するものから、水平的公平をより重視し、所得の高低に関わらず、広く、薄く徴取することを意味した。

また、消費税の導入は、今までの間接税の制度を大きく変

えるものでもあった。従来の間接税制度は、①嗜好品課税、②個別物品またはサービス課税、③流通税等、④特定財源等というものから成り立っていた。よって、主に製造業者が納税義務を負っていたわけで、ほとんどの流通業者やサービス業者は、今回の消費税導入により初めて間接税の納税義務を負うことになったといえる。このことは、相対的には、製造業者の納税義務負担が軽減されることを意味した。また、物品税間の不公平は、解消されることになった。

では、このような特徴を持つ大型間接税の導入は、政治学的にはどのような意味を持つのであろうか。

まず、イーストンの定義によれば、「政治とは、価値の権威的配分の過程」である。このように考えると、税制問題は、国家財政のための経済的な価値の権威的配分に関するものといえることができる。つまり、税制の政治過程とは、国家財政のために、経済的な価値を、どのような形で、どのような人々に、どれだけ徴収するかということを決定する過程であるといえる。さらに、税制問題は、権力者が強制的、合法的にある一定の価値を強いる側面が強く現れるケースであるとも考えられる。

すると、大型間接税の導入は、政治学的には、次の二つの側面を持つものと考えられる。まず、消費税の導入は、相対的に、納税負担が、高額の所得者層から低額の所得者層へと、

国家の歳入における経済的価値の徴収の配分をシフトさせる側面を持つ。そして、もう一つは、間接税の納税義務を負う企業や事業者について、相対的に、製造業者から、流通業者やサービス業者などへ、徴収配分の変革が行われるという側面である。これらのことは、税を徴収する政府側と、徴収される社会側、つまり、利益集団や消費者という組織されない集団との間や、今まで納税義務を負ってきた製造業団体と、新たに納税義務を負う流通、サービス業団体などの利益集団間で、対立が生じる可能性があると考えられる。

また、大型間接税導入は、再三にわたる大蔵省や自民党大蔵族の要請に基づき、いわばトップ・ダウン方式に政治日程に載ったもので、国民サイドからの要請が高まり、ボトム・アップ方式に提起されたものではない。よって、大型間接税導入に十年以上もの年月を要したことは、大蔵省や自民党の大型間接税導入に対する、様々な利益集団や組織されない集団である消費者の反発が要因であったと考えられる。

本稿では、以上のような大型間接税のイシューの特徴を踏まえ、特に、政府・自民党と利益集団の動向に焦点を当て、大型間接税導入を目指す政府・自民党に対する利益集団の反応、またこれに対する政府・自民党の対応など、大型間接税をめぐる政府・自民党と利益集団の関係を明らかにすることを目的とする。

税制改革における政府と利益集団

ここで、一般消費税から消費税成立までの流れを簡単にみておく。一般消費税は、まず、昭和五二年一月四日、政府税調の「今後の税制のあり方についての答申」により、その基本的仕組みについての考え方が提示された。その後、五三年一月、自民党と政府税調の税制大綱により、一般消費税の導入が明記された。しかし、一般消費税は、多くの反発に合い、五四年一月二日に、衆参両院において、「財政再建に関する決議」が行われ、その導入は断念された。

売上税の場合、その姿がはつきり現われたのは、六一年一月五日、自民税調の「税制改革の基本方針」であった。その後二三日に、政府税調は最終答申を行い、自民税調も税制大綱を決定した。これに基づき政府は、翌年の一月一六日に、「昭和六二年度税制改正の要綱」を、二月三日に、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「売上税法案」を閣議決定し、翌四日、第一〇八通常国会に提出した。しかし、売上税も多く反対のため、国会での審議は、ほとんど行われなまま、五月二七日、第一〇八国会終了とともに「売上税法案」は廃案となった。

三度目の正直となった消費税の場合は、次のようである。六三年六月一四日、自民税調は、消費税導入を含む「税制の抜本改革大綱」を決定した。その後、七月一九日に第一一三臨時国会が開催され、二九日に「税制改革法案」、「所得税等

の一部を改正する法律案」、「消費税法案」など税制改革関連六法案が閣議決定、同日国会に提出され、この国会はまさに「消費税国会」となった。しかし、審議は遅々として進まず、当初の会期は、九月二九日までの七〇日間であったが、同日、社共欠席・民社反対のもとに会期は五九日間延長、さらに一月二四日に社共欠席・公明、民社賛成のもとに会期が三四日間延長され、一月二八日までの一六三日間という超ロングラン国会となった。結果は、消費税導入を含む税制改革関連六法案が一月一六日に衆議院本会議で一部修正のうえ可決、一月二四日に参議院本会議で可決・成立、一月三〇日に公布された。

一 政策決定者の動向

本節では、官邸、大蔵省、政府税調、自民党という政策決定者の動向をみてみる。

(一) 一般消費税

大型間接税導入の始まり 戦後において大蔵省が、新しい間接税を具体的に検討し始めたのは昭和四〇年代であった。その頃社会保障費を中心に歳出が膨張し、財源不足が懸念され始め、EC諸国が実施し始めた付加価値税を日本にも取り入

れようと考え始めたのである。さらに、昭和四八年の第一次石油危機後の不況で、財源不足が予想外に早くやってくることになった。このため、五〇年度から赤字国債の発行が始まり、五年後の五四年度には、建設国債を含め国の借金が歳入の四〇％に達するという赤字財政を背負い込むことになった。³⁾

このような状況の中で、五三年一月、大平内閣が誕生し、その後、「一般消費税」の導入が具体化してくるようになった。五三年八月八日には、政府税調の中に一般消費税特別部会が設置され、既に一般消費税の導入についての具体案の検討が行われていた。⁴⁾

九月一二日に、同特別部会の試案が報告され、これに基づいて二月二七日に「昭和五四年度の税制改正に関する答申」が行われ、この答申の中で「一般消費税大綱」として、消費税の骨格が初めて公表された。一月二六日には、自民党も「昭和五四年度税制改正大綱」を決定しており、ここに一般消費税の五五年度実施を明記することになった。

一般消費税導入の失敗 しかし、その後の一般消費税をめぐる議論は、様々な層からの反対に合い、遅々として進むことがなかった。自民党内部からも、「財政再建対策議員懇話会」など一般消費税反対のための組織が結成され、強い反対論が続出することになった。このような中、大平は次第に孤立し

ていくことになった。五四年九月七日、社会・公明・民社の三党により共同で衆院に「大平内閣不信任決議案」が提出され、直後に衆院が解散された。当初、大平は選挙戦においても、一般消費税導入による財政再建の必要性を訴えていた。

しかし一般消費税に対する厳しい世論の中、とうとう九月二十六日、遊説先で、昭和五五年度からの一般消費税導入を断念せざるを得なくなったとの判断を示し、一般消費税導入の撤回発言を行った。一〇月七日に実施された総選挙では、一般消費税が争点となり、自民党は過半数割れとなった。この結果を受けて、一二月二一日、国会では、衆参両院で、「財政再建に関する決議」が行われ、政府は、一般消費税導入を断念することになった。

(二) 売上税

大型間接税導入の再燃 その後、行政改革が先決であるというところで、しばらくの間、大型間接税導入をめぐる議論はされなかったが、中曽根内閣になって、再びこの議論が再燃した。中曽根は、シャープ勧告以来続いていた戦後税制の抜本改革を実施しようとしたのである。ここで、中曽根は、新しい間接税として売上税の導入を試みるようになった。大蔵省主税局では、六〇年六月、局長に水野勝を、審議官に尾崎護をあてる人事移動を行った。その後、六一年六月には第二課

長に薄井信明をあて、水野―尾崎―薄井体制で、売上税、消費税の導入を試みるようになった。政府税調でも、六〇年九月二〇日に、首相から抜本税制改革についての諮問が行われ、具体的な審議が開始された。

一方、自民党においても、間接税改革も含めた抜本改革の検討が始まることになった。その中心的役割を担ったのが、「村山調査会」である。村山調査会は、一〇月八日に、それまでの約一年間の税制についての論議を取りまとめ、中間報告の形で「税制改革に向けて」を公表した。この報告は、「現行税制の現状と問題点の分析を中心として」との副題を付し、間接税については、わが国の個別消費税体系の問題点を指摘し、今後は公平、公正で簡素な間接税体系を構築するという観点から、課税ベースの広い間接税の導入を検討すべきであるという内容のものであった。

中曽根公約 その後、国会でも、大型間接税の導入問題が取り上げられた。ここでは、野党側が大型間接税導入の有無を厳しく追求したが、これに対し、中曽根は、大型間接税は導入しない旨の答弁を行った。また六一年七月六日には、衆参同日選が実施されたが、この選挙戦においても、中曽根は、「国民が反対し、党员も反対するような大型間接税と称するものは、やる考えはない」と公約したのであった。この選挙の結果は、自民党が衆議院で三〇〇議席を獲得するなど、衆

参とも自民党の圧勝であった。

中曽根は、このような衆参における自民党の安定多数のもと、税制の抜本改革を行おうとしたが、国会における答弁や同日選での公約的発言は、その後の審議において、最後まで大きな足かせとなった。その中曽根発言については、水野も「……外部に対する打ち出し方の問題があった。世論との関係である。国会における総理の発言及び選挙に際しての公約的発言を巡っては、世間では、もはや自民党、中曽根内閣は、大型間接税はやらないというふうに受け取られている面が少なくなかった。あのような発言を背景に三〇〇議席を上回る選挙結果を得た途端に、間接税の検討に入るといふことは、世の中を欺まんするものではないかという反発が考えられた。各種のテレビ座談会やマスコミの報道ぶり等からは、そうした感触がかなりうかがわれた」と述べている。⁽¹⁾

蔵出し税の浮沈 同日選の後、政府税調では税制の抜本改革についての審議が進められた。その中で、新しい間接税としては付加価値税の採用が大勢を占めていたが、物品税を拡大する蔵出し税案が浮上したことがあった。この案は、「暴れ馬」と称された特別委員から提案されたものであったが、中曽根が当初念頭に置いていた「大型ではない間接税」であったと言われている。⁽²⁾しかし、蔵出し税には、経団連が強く反対をした。その後、政府税調は、一〇月二八日に、「税制の抜本的

見直しについての答申」を取りまとめ、新しい間接税としては日本型付加価値税が最も望ましいとしながらも、当面は免税点を高くし、ほとんどの中小事業者を課税対象から外す日本型付加価値税の変型や蔵出し税を採用する意見等、複数の案を示し、首相や自民党の判断に委ねることにした。⁽³⁾

売上税導入の失敗 政府税調が「税制の抜本の見直しについての答申」を取りまとめると、自民税調でも具体的な審議が始まった。自民税調での議論は、日本型付加価値税を支持する声が強く、蔵出し税についてはほとんど議論されなかった。日本型付加価値税の導入が濃厚となってくると自民税調の審議の中で大きな問題点は、中曽根公約とのからみであり、それは、付加価値税は導入するが、それが大型にならないようにするためにはどうしたらよいかということであった。⁽⁴⁾よって、高い免税点の設定や非課税項目の拡大が検討された。⁽⁵⁾

そして最終的には、一二月五日、自民党で「税制改革の基本方針」が出され、税率五%、免税点年商一億円などとする付加価値税方式を採用した「売上税」の導入が決定した。⁽⁶⁾翌年の二月三日には、四三項目五一品目という非課税項目も決定し、売上税法案が閣議決定され、翌日、国会に提出された。⁽⁷⁾

しかし、中曽根公約もあり、売上税法案には、自民党内からも根強い反対論が存在した。一般消費税のように、その反対論が多数を占めているわけではなかったが、自民党支持

の流通業界や中小企業団体の強い反対、マスコミの中曽根公約違反の執拗な追求などもあり、反対派は勢いづいていった。もちろん、野党の方も一致して、売上税絶対反対の姿勢を取り続けた。

このような状況のなかで、六二年三月八日、保守王国岩手県で、参議院補欠選挙が行われた。この選挙は売上税問題が争点となり、即日開票の結果、社会党公認・小川仁一が四二一四三二票を獲得し、自民党公認・岩動麗の一九七八六三票を大きく上回る結果となった。いわゆる「岩手ショック」である。この「岩手ショック」は、その後の国会運営に対し多大な影響を与えることになった。そしてついに、売上税法案は、五月二七日に廃案となった。結局、中曽根が当初念頭においていたとされる蔵出し税は導入することができず、税制改革において中曽根のリーダーシップは発揮されなかったといえる。

(三) 消費税

竹下政権に引き継がれた大型間接税 売上税が廃案となり、世論は大型間接税導入には厳しいものがあつたが、大蔵省や自民党は、大型間接税導入を含む税制の抜本的改革を引続き行うことにした。中曽根内閣を引き継いだ竹下内閣も、税制の抜本改革に強い意欲を見せた。早速、六二年一月一二日

税制改革における政府と利益集団

に、竹下は政府税調に対して、「所得、資産及び消費課税などについてその望ましい税制のあり方と実現に向けての具体的な方策につき審議を求める」旨を諮問をし、税制全般についての検討が開始された。

まず、政府税調では、売上税の反省から、できるだけ多くの意見を聴取しようということで、六三年二月から三月初めにかけて、多くの地方公聴会を開催した。この地方公聴会を終えると、具体的な審議を開始し、三月二五日には、「税制改革についての素案」をまとめた。この内容は、新型間接税については、多段階課税の二類型三方式つまりE C型付加価値税タイプ、一般消費税タイプ、取引高税を示し、また、納税事務の簡素化を重視し簡易課税方式の選択を認めるというものであった。そして、四月二八日には、今までの審議結果を「税制改革についての中間答申」としてとりまとめた。

自民税調における本格審議開始 これを受ける形で、自民税調も、ようやく本格的な審議を開始した。自民税調でも、売上税の反省にたつて、精力的に業界の意見聴取を実施した。具体的には、四月五日、六日、七日、八日、一二日、一三日、一四日及び一五日の八日間の、午前、午後にわたり、三三八団体の業界団体、そして四七都道府県の自民党支部からの意見聴取を行ったのである。その結果、新型間接税の導入に際して、最も考慮しなければならないことは、売上税は税額票

方式であつたため取引がガラス張りになることから反発が大であつたということ、大型間接税を導入した場合、消費税部分の価格への転嫁の可否が不安である、という感触を得ることになった。

そして、四月一五日には、この業界の意見聴取の結果を踏まえて、次のような新型間接税の導入を柱とする税制改革に臨む基本的な考え方をまとめた。

まず方式については、「広く薄く課税し、納税事務を簡素化すべきだ」との声が各業界を通じて多く、「取引のたびにインボイスや税額票を発行しなければならないE・C型より、帳簿上で税額を計算できる一般消費税タイプの方が所得が捕足されにくいので受けいれやすい」とみて一般消費税タイプが最大公約数と判断する。税率については、「売上税の五%から二・三%に引き下げるべきだ」などと三%以下に抑えるよう求める意見が支配的であり、三%を上限とする。また、中小企業などからの抵抗をやわらげることを狙い、特例措置として簡易課税制度を採用する。

その後、自民税調では、免税点、簡易課税制度などの中小企業者向けの特例、非課税項目、税率などの様々な議論が行われたが、山中会長が中心となり、自民党としての税制の抜本改革案の取りまとめを行った。特に税率については、自民党と大蔵省が対立する場面もあつた。それは、大蔵省は財源

問題から五%を要求したが、自民党は業界説得のためには三%の線は譲れないというものであつた。大蔵省は、執拗に五%の税率にこだわつたが、結局は、山中裁定という形で、三%に決着した。その他、名称は「消費税」とすること、免税点は年商三千万円、簡易課税制度適用業者は年商五億円以下の業者、限界控除制度適用業者は年商六千万円以下の業者、非課税項目は一〇項目に絞り原則課税とすることなどが決定された。

このようにして六月一四日に、自民党では、「税制の抜本改革大綱」を決定した。政府税調でも、翌一五日に「税制改革についての答申」が決定された。これを受けて、二八日に、政府は、「税制改革要綱」を閣議決定した。そして、消費税法案を含む「税制改革関連法案」を七月二九日、一一三臨時国会に提出した。

消費税国会の開会 この国会では、消費税をめぐり与野党が対立し、野党の態度は、表向きは、売上税と同様、一致して、消費税導入には反対であつた。しかし、国会運営は、売上税の時の社公民路線から、自公民路線に変わつていた。このような複雑な国会状況の背景には、リクルート事件の発覚があつた。つまり、本音は消費税導入を容認していた公明、民社両党も、リクルート事件の発覚のため、明確には消費税賛成を打ち出すことができず、その代わり、国会運営では自民

党に協力するという状況が生まれたとみることができるのである。

さて、国会において大型間接税について具体的に審議が行われるのは、一般消費税、売上税ではほとんど行われなかつたため、消費税の場合が初めてであった。しかし、冒頭から、審議は遅々として進まず、国会開会から五〇日以上経過した九月九日に、税制抜本改革法案の審議となる税制問題等調査特別委員会の設置が決定され、ようやく税制法案審議の環境が整うことになった。

消費税法案成立 その後の国会審議も、リクルート問題が絡み、社会党が強硬な姿勢であったことから混沌とした。国会は、野党が反対する中、二度も大幅な延長が行われた。混沌とする国会状況の打開のため、自民党は、公明党と民社党との交渉を優先させた。公明党との合意内容は、「寝たきり老人対策総合プラン」を策定し、寝たきり老人対策を総合的・体系的に展開し、これらに係る扶養控除額の引き上げなどを中心とするものであった。民社党とは、「消費税は、半年間、弾力的に運営する」との修正条項を付け加えることで合意をみたのである。

一方、社会、共産両党は、税制改革関連法案の採決が行われる前日の一二月二三日に、竹下首相らに対する問責決議案を提出し、いわゆる「牛歩戦術」を行い、最後の抵抗を試み

た。しかし、二四日、税制改革六法案の採決が行われ、自民党などの賛成多数でこれらの法案が成立した。このようにして、大平内閣の一般消費税以来議論されてきた大型間接税の導入が約一〇年がかりで、竹下内閣において「消費税」の名のもとに、とうとう実現することになった。

二 利益集団の動向

本節では、財界、経済団体、労働団体、消費者、婦人団体、その他の団体の動向をみてみる。

(一) 財界

経団連の賛成・日商の反対 財界の大型間接税に対する対応は、大きく二つに分かれた。経団連は、大企業、製造業が中心団体であるため、売上税、消費税に対しては、積極的に導入を進める立場をとった。同友会や日経連も経団連とほぼ同様な立場をとった。これに対し、中小企業、流通業を多く抱える日商は、付加価値税方式の大型間接税には反対の立場をとった。売上税については、反対の立場を明確にし、消費税についても、最終的には、条件付き容認という立場をとったものの、それには様々な困難を伴うものであった。

経団連は、大平内閣の一般消費税の時は、時期早尚という

こともあり、賛成とも反対とも態度を明確にしなかった。しかし、一般消費税導入が失敗すると、その後、法人税の増税が行われることになった。具体的には、法人税の税率が昭和四九年から五五年度までは四〇%であったが、昭和五六年度には四二%、昭和五九年度には四三・三%（昭和六〇年度までは一・三%上乘せの暫定税率）に上昇した。また昭和五九年度から六〇年度にかけて、経団連は大蔵省と、法人税について国際的比較の観点から「法人税負担論争」を繰り広げていた。⁽³¹⁾

一方、昭和五六年度以降、土光臨調が発足し、行政改革が始まっていた。その後、行政改革は一定の軌道にのり、とりあえずは「増税なき行政改革」が成し遂げられることになった。行政改革が一応の決着をみる中で、経団連としては、法人税の減税を実現することに全力を傾けることになった。

このような流れの中で、中曽根内閣は、戦後税制の抜本改革を模索し始めた。経団連としては、直間比率を見直して、法人税を減税し、その代わりに間接税を増税することは、好ましい方向であった。また、間接税制度についても、物品税中心の税法系では、製造業者ばかりが納税義務者となることから、製造業中心の経団連としては、大型間接税導入は、歓迎するものであった。よって、中曽根の税制改革に対しては、積極的に支援していく態度をとった。ただし、中曽根の念頭

にあったとされる蔵出し税だけは、物品税が単に拡大されるだけなので、絶対に阻止しなければならなかった。このような姿勢は、竹下内閣の消費税の時も同様であった。

一方、日商は、大型間接税導入に強く反対する中小企業者、流通業者を多く抱えていた。よって、一般消費税の時も、明確にこれに反対する表明を行った。中曽根の税制改革に対しても、所得税及び法人税の減税という基本方針は支持しながらも、新型間接税の導入については「厳しい経済状況下において基本的に反対である」旨を表明した。⁽³²⁾

しかし、売上税反対の姿勢については、中曽根と個人的に親しい日商の五島会頭の心の揺れがみられた時期もあった。六二年二月五日の記者会見で会頭は、「自民党を倒しても売上税導入を阻止しようと考えてはいけない。自民党体制の中で売上税導入を修正していくのが経済団体の正当なやり方だ」と語ったのである。⁽³³⁾この発言に対し、中小企業者を中心とする日商の会員、中でも東京商工会議所の会員の一部分からは、事務局に対し、東商からの脱会をも含む抗議の電話が寄せられるなど、日商・東商の電話のベルは一日中鳴りやまなかったという。⁽³⁴⁾

これをうけて、五島会頭は翌六日の日本記者クラブの講演で、前日の売上税容認とも受け取れる発言を修正することになった。また、六二年三月の第六五回通常会員総会会頭挨拶

の中でも、「基本的に反対である」旨を強調するなど売上税反対の態度を強調した。⁽³⁵⁾

このように、日商としては、多くの会員の根強い反対があったため、財界の一つでありながら、政府の方針に反対しなければならぬという非常に困難な状況を抱え込んでいたといえる。

しかし、消費税の時には、条件付きではあるが容認の姿勢を示すことになった。条件とは、①広く薄く非課税品目などの例外は認めない、②極力、価格転嫁できるようにする、③単一の税率とする、④税率の引き上げにあたってはきびしい歯止め措置を設け、租税負担率の上昇を招かないようにする、⑤納税額の計算は決算期に合わせてできるようにするというものであった。⁽³⁶⁾ 条件付き容認の姿勢とは、消費税になったかからといって、急に会員が容認する姿勢をみせたわけではなく、このような厳しい条件がクリアできれば、何とか反対を抑えられるという状況を意味していた。これらの条件は、前述したように、政府・自民党によって受け入れられ、消費税法案に、概ね盛り込まれた。

このように、財界は、主に組織の構成員が要因で、経団連と日商に対応が二分されたが、最終的には消費税導入については、財界は一致して容認することになった。今までの経過をまとめると次のようになる。蔵出し税は、一部の政府税調

委員から意見が出されたものの、それほど議論にはならず、採用されることはなかった。また、付加価値税方式の消費税には決定したが、売上税のような税額票方式ではなく、帳簿方式が採用され、また免税点、簡易課税制度、限界控除制度など中小企業者向けの特例も大幅に拡大され、消費税転嫁の円滑化対策も実施されることになった。つまり、蔵出し税ではなく付加価値税方式の採用により経団連の要求は早い段階で実現し、日商の消費税受け入れのための要求も消費税成立の段階では、概ね受け入れられることになったといえる。

(二) 財界以外の経済団体

大型間接税に対しては、いま見たように、経団連が賛成の立場をとったが、自動車、電機、鉄鋼、機械など物品税の納税義務を負っていた業界を中心に容認の姿勢をみせた。また消費税の頃には、これらの他に、金融、証券、建設、不動産、農林、食料品、運輸、通信、出版などの業界も、容認の立場をとった。しかし、これらの業界は、条件付きで容認するなど、積極的なものとはいえなかった。⁽³⁷⁾

一方、流通業や中小企業団体は強く反対をし、大型間接税に対する反対運動は、大きな盛り上がりを見せた。それは、各団体が個別に反対運動を行ったのではなく、核となる利益集団が大型間接税反対のための組織を結成して、運動を展開

したからであつた。では、経済団体が中核となつて結成された組織や、その動向についてみてもみる。

税制国民会議の結成 一般消費税の時に、日本小売業協会など大手の流通業界が中心となつて、大型間接税反対中央連絡会議（以下、中央連絡会議と略す）が結成された。これは、売上税の時に、日本繊維産業連盟を加え、税制国民会議に改組され、売上税反対の中心的役割を果たすことになつた。税制国民会議には、流通業者や商店街組織などの経済団体ばかりでなく、一部の労働団体や消費者、婦人団体も参加した。

ただし、税制国民会議は、大企業団体が中心で、あくまでも自民党に働きかけることを基本とした反対運動を展開した。

税制国民会議の運営は、實質的には、日本チェーンストア協会の清水信次会長、日本百貨店協会の根岸重男税制国民会議常任幹事、全国青色申告会総連合の吉田文一専務理事の三人が中心となつた。事務局は、日本百貨店協会に設置された。売上税に対しては、税制国民会議の中核を担つていた百貨店協会やチェーンストア協会は、自民党への献金のストップや、「売上税反対」の垂れ幕を屋上からたらずなど強行に反対運動を行つた。

また、税制国民会議は、六一年七月のダブル選挙の際に、自民党の衆、参両議員一二九人が中央連絡会議に対して示した「大型間接税導入反対」の誓約書や覚書をまとめ、自民党

への働きかけを行おうとした。この誓約書や覚書は、中央連絡会議やその傘下団体の組織が、ダブル選挙の際の候補者推薦や支持と引き換えに、踏み絵のような形で署名、捺印させたものが多いとみられるものであつた。

このような反対運動の中、六二年四月一七日、税制国民会議の緊急代表者会議が東京・永田町の憲政記念館で開かれ、これには、自民党の塩谷一夫ら同党内で売上税に反対を表明している代議士一四人が出席した。このように、売上税の場合は、税制国民会議が中心となつて反対運動を展開し、自民党からの反対を生み出し、導入が断念されたという経緯があつたといえる。

しかし、消費税の頃になると、税制国民会議の動きは鈍くなる傾向があつた。三度目の正直となる消費税導入にかける竹下内閣の意気込みは相当なもので、このことは、特に、自民党支持団体にもかかわらず売上税に反対した、百貨店協会、チェーンストア協会、全国商店街振興組合連合会（全振連）など税制国民会議に参加した業界に対しての働きかけや説得工作に現れた。

まず自民党は、これらの団体が要求した①税率を低くおさえる、②インボイスはやらない、帳簿方式の採用、③中小企業者に対する特例の創設、④消費税の価格への転嫁を容易にするという消費税導入のための条件をすべて受け入れたので

ある。

また、政府・自民党は、中小企業や商店街対策として、次のようなものをまとめた。それは、①商店街向けに消費税の価格転嫁を円滑にするための指導、②相談事業やレジなどの設備導入資金の融資、③イベント広場や共同駐車場といった商店街活性化施設や店舗改装への支援の拡充、④下請け企業に対しては、コストダウンの強要や価格転嫁を認めない親企業に代わる新たな取引先開拓のための情報提供、⑤繊維産地における転嫁円滑化事業、⑥商工会による記帳代行オンライン化推進事業、⑦商工会による税務相談事業、⑧記帳の機械化促進のため中小企業事務処理合理化促進税制の導入というものであった。これらの対策には六〇〇億〜七〇〇億円をかけ、今年度の補正予算と来年度予算で実施することが決定された。

このようなこともあつて、百貨店協会、チェーン協、及び全振連は、消費税に対しては容認の姿勢に転じた。

一方で、福島同日選を前にしての税制国民会議主催の学習会の中止、チェーン協会長の清水から高丘季昭への交代、大蔵省からの反対業界への税制の勉強会の誘いなどといった、自民党や大蔵省からの圧力や説得も見られた。このような状況のもと、税制国民会議の反対運動は沈静化していった。

中小企業連絡会の結成 経済団体では、もうひとつ、中小企

税制改革における政府と利益集団

業団体が中心となり、大型間接税反対のための組織が結成された。これは、売上税の時に結成されたもので、大型間接税反対中小企業連絡会（以下、中小企業連絡会と略す）であった。中小企業連絡会は、全日商連、日専連などが中心となり結成されたものである。もちろん、中小企業連絡会に参加した利益集団の多くも自民党支持団体であったが、税制国民会議とは違って、自民党のみならず、野党系の組織とも共闘をして反対運動を展開した。

全日商連、日専連などは、一般消費税の時には、三項でみることになる総評系の中央連絡会に参加をして、反対運動を行っていた。しかし、売上税の頃になると、労働界の再編問題で、総評の力が低下してきたため、中小企業団体が結束して、中小企業連絡会を結成し、反対運動を展開した。売上税の場合は、税制国民会議が反対運動の中核を担っていたこともあり、密接に連携しあいながら、自民党議員に対する働きかけを中心に運動を押し進めた。

しかし、消費税の場合は、政府・自民党からの説得や圧力が高まり、税制国民会議も動きが鈍くなる中で、社会党などの野党、さらには民商とも共闘しながら、反対運動を展開することになった。

このような強行に反対運動を展開する中小企業団体を対象に、六三年七月一五日、中小企業庁が担当各課に、「消費税に

関する中小企業の意見に関する情報収集体制の整備について」と題する文書に基づく調査を命じた。これは、①中小企業団体の消費税に関する意見の動向、決議、②団体のリーダーの発言や活動、③団体の活動予定についての報告を求めるものであった。

しかし、中小企業連絡会としては、その後も、かなり強い姿勢で消費税反対運動を展開したわけで、これは、大型間接税への強い拒否反応の現れであったとみることが出来る。

(三) 労働、消費者、婦人、その他の団体

中央連絡会の結成 次に、労働団体についてみてみる。一般消費税の頃は、労働組合は、総評と同盟という大きな二つのナショナルセンターが存在したが、総評は、社会党を支持し、革新勢力の象徴のひとつであり、その影響力も大きなものがあつた。

一般消費税では、これに反対する組織として、総評は全商連などとともに、不公平な税制をただす会（以下、ただす会と略す）を結成した。これは、労働団体、消費者、婦人、市民団体、中小企業団体、それに学者を集集して結成されたものであつた。後に、このただす会を母体として、総評、全商連、全建総連などが中心となり、大型間接税反対中央連絡会（以下、中央連絡会と略す）が発足した。中央連絡会は、一

般消費税の場合、反対運動の中心的な役割を果たした。

一般消費税に対する反対運動の最高の盛り上がりを見せたものは、五四年一〇月二日に開催された日本武道館における「一般消費税導入を絶対に許さない国民総決起大会」であつた。これは、総評、全建総連、ただす会、生協、全商連、日専連など中央連絡会の中核メンバーが主催したもので、二二七の中央団体、四三の地方組織が一体となつて参加、協力しあい、参加人数は二万人にも及んだ。この大会は、中央連絡会が中心となつて、経済団体、労働団体、消費者、婦人、市民団体が大同団結した、まさに象徴的な出来事であつた。当然、各マスコミもその様子を報道し、一般消費税反対運動は、国民的大運動となつた。

中央連絡会の衰退・連合の結成 しかし、売上税の頃になると、労働団体の対応も大きく変化してきた。その背景には、労働組合の再編に伴う新しいナショナルセンター、連合の結成があつた。六二年一月に民間連合が結成され、さらに、平成元年一月には、総評も含めた連合が結成されたため、中央連絡会の大きな核の一つであつた総評は、売上税、消費税問題が議論されている時には、縮小、解散の過程にあつた。総評は、売上税、消費税問題どころではなく、労組の再編の流れに対する自らの進路をめぐる問題を抱えていたといえる。

よつて、中央連絡会は、急速に落していき、中央連絡会に参加をしてきた全日商連や日専連などの中小企業団体は、独自に、中小企業連絡会を結成、共産党系の全商連は後述する各界連を結成するに至つた。

また、消費税の頃には、労働団体の対応がバラバラになつてきた。労働団体の消費税に対する姿勢や運動は、次のように、大きく四つに分かれたといえる。

第一グループは、私鉄総連、自治労、日教組など官公労系の総評加盟の労働団体で、大型間接税導入反対派である。また、総評に加盟してはいたわけではないが、全建総連もこのグループに入るといえる。このグループは、社会党などと連携しながら、中央連絡会を中心に、消費税反対運動を展開した。⁽³¹⁾

第二グループは、全電通、ゼンセン同盟、商業労連など流通、サービス業を中心とした、今回新たに消費税の納税義務を負う第三次産業グループで、民間連合加盟の労組の大型間接税導入反対派である。

その中でも、ゼンセン同盟は、売上税、消費税を通じて終始一貫反対を押し通した。ゼンセン同盟は、繊維業界と流通業界関連の労組である。両業界とも大型間接税絶対反対の姿勢を打ち出しており、労使一体で反対運動を展開したことになる。政府税調委員でもあったゼンセン同盟出身の山田精吾

連合事務局長も、政府税調の審議の中で、大型間接税導入反対を訴えた。その理由として、両業界とも物品税の経験がない業界で、まだ、消費税が導入できる産業体質になつていないこと、繊維業界は、裾野の広い産業で、その間には、中小零細企業がいくつも含まれており、税額の価格への転嫁が問題であることなどをあげた。⁽³²⁾

また商業労連は、百貨店など小売業をかかえる労組であるが、大型間接税導入には、手順が重要であることを主張した。売上税には百貨店協会などが反対したが、消費税になると、この業界は条件付き容認に転じたため、労組としてもそれほどの反対はしなかつた。⁽³³⁾

また、ゼンセン同盟や商業労連は、税制国民会議に参加をして、経済団体とともに反対運動を展開した。

第三グループは、民間連合内の、物品税廃止の恩恵を受ける金属労協など、第二次産業グループであるE.C型付加価値税導入容認派である。有力な大単産は、自動車総連、電機労連、鉄鋼労連などであった。自動車総連や電機労連などは、個別物品税の納税義務を負っていた業界の労組であり、消費税の場合には、三％（自動車は六％）という低い税率であるため、容認の姿勢を示すことになつた。また、これらのグループの中には、E.C型付加価値税を導入して、資産、所得、消費のバランスよい税制をめざすべきであるという考え方があ

り、消費税には基本的に賛成していた。また自民党からの働きかけもあったようである。⁽⁵⁴⁾

このように連合内では、産業別に消費税に対するスタンスが違っていたが、このような連合の反応については批判もあった。例えば、社会党のある幹部は「消費税反対運動に対する労働組合の動向は業界の利益代表のようであり、労働者や生活者の代表ではないようだ」と述べている。⁽⁵⁵⁾

第四グループは、共産党系の労働団体である。このグループは、連合結成という労働再編の流れを批判し、連合には参加せず、自らが、全労連というナショナルセンターを結成した。このグループは、消費税に対しては、もちろん反対であり、全商連が中心となつて結成した大型間接税・マル優廃止反対各界連絡会（以下、各界連と略す）に参加をして反対運動を行った。

以上、労働団体の動向について述べてきたが、売上税、消費税の反対運動については、労働団体がリーダーシップをとっていたと言ひ難い。

東京連絡会の結成 次に、消費者、婦人団体についてみる。一般消費税の時に、生協や東京土建が中心となつて、大型間接税反対東京連絡会（以下、東京連絡会と略す）が結成された。東京連絡会は売上税や消費税の時も、引続き反対運動を展開した。また、以前からある消費者、婦人団体の組織

である、全国消費者団体連絡会や消費者団体懇談会も、一貫して、大型間接税に反対した。消費者、婦人団体は、消費者や生活者を守る観点から、中央連絡会や税制国民会議などの組織とも連携しながら、反対運動を行った。

しかし、消費者、婦人団体の動向も一枚岩というわけではなかった。全国各地婦連のように超党派の団体、日消連のようにどちらかといえば革新系の団体、新日本婦人の会、日本母親大会連絡会のように共産党系の団体など、大型間接税に対する反対運動の方法は様々であった。⁽⁵⁶⁾

全国各地婦連は、売上税や消費税の時には、中央連絡会には参加をせず、税制国民会議にオブザーバーとして参加をして反対運動を展開した。主婦連も税制国民会議にオブザーバーとして参加をした。消費者、婦人団体が、経済団体と連携することは今までなかったことであったが、自民党への働きかけを強める意味からも共闘をして運動を展開した。⁽⁵⁷⁾ また、新日本婦人の会のような共産党系の団体は、各界連に参加をし、反対運動を行った。社会党系の日消連は、消費税不払い運動を展開した。

各界連の結成 最後に民商についてみる。民商は、佐藤内閣が大型間接税導入を模索した頃から、いち早く、それに對し反対を表明し、運動を展開していた。一般消費税の時も、

ただす会に参加をし、中央連絡会においても、総評と共に中心的な役割を果たした。⁽³⁸⁾

売上税の頃になると、前述したように中央連絡会が十分に機能しなくなったと判断したため、民商の上部団体である全商連や全中連などの共産党系の団体が中心となり、各界連を結成した。

この各界連結成に際しては、全国消団連の代表が挨拶を述べたほか、中小企業連絡会からもメッセージがよせられ、各界連と中小企業連絡会との共闘関係はその後も続くことになった。⁽³⁹⁾このような共産党系の団体と保守的利益集団との共闘は、過去にも例のないことであり、消費税反対運動の中でも特徴的なことであつたといえる。

各界連は、売上税、消費税に対して、一貫して反対運動を展開し、これらの運動の一つの核を担つたといえる。

三 まとめ

一、二節で、政府・自民党と利益集団の動向を分析、検討してきたが、本節では、これらをまとめながら各利益集団の行動の要因、政府・自民党と利益集団の関係について考察する。

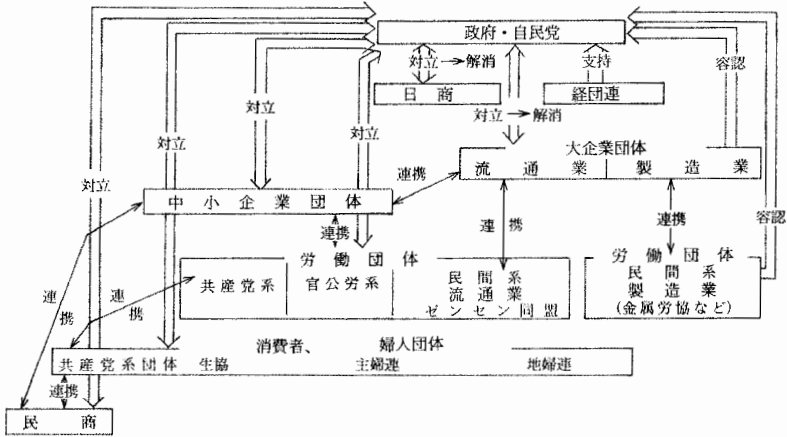
政府・自民党は、約一〇年もの年月をかけ、一般消費税、

税制改革における政府と利益集団

売上税、消費税という三度目の正直で、ようやく大型間接税導入を実現させた。これには、今までみてきたように、様々な利益集団の反対があり、政府と利益集団の間に対立が生じたことが大きな要因であつたと考えられる。図一は、政府・自民党と利益集団の動きを図にまとめたものである。

まず保守的利益集団についてみると、財界は、経団連が賛成、日商が反対というように対応が二分した。この対応が二分化した主な要因は、経団連と日商のそれぞれを構成する主な団体の利益が相反していたことによるものと考えられる。経団連としては、中曽根が当初念頭にあつたとされる蔵出し税には絶対反対であつたが、経団連の自民党、大蔵省、そして政府税調への強い働きかけにより、蔵出し税導入案は、早い段階で消えた。また経団連の主要な構成団体である、物品税の納税義務を負つていた製造業界は、経団連と同様の対応をした。一方、日商は、付加価値税方式の大型間接税には反対であつた。この日商の反対は、一般消費税や売上税導入断念の大きな要因であつたといえる。よつて、消費税の場合には、大蔵省や自民党は、一般消費税や売上税の失敗をもとに、付加価値税容認のための日商の要求を概ね受け入れることになつた。このようなことから、政府・自民党と日商の対立はほぼ解消されたといえる。また、政府・自民党と経団連や日商の関係はかなり強いものであり、法案成立のためには財界

図1 大型間接税をめぐる政府・自民党と利益集団の動向



の一致した賛成が必要であることも分かる。

流通業界や中小企業団体は大型間接税の導入に強く反対した。それは、税制国民会議や中小企業連絡会の結成につながった。特に、売上税法案の廃案は、日商や税制国民会議という自民党に近い団体の根強い反対が大きな要因であったといえる。しかし消費税の場合は、政府・自民党は、売上税の反省をもとに、これらの保守的利益集団に対する働きかけを強めた。まず、これらの団体が要求する条件を概ね受け入れたり、消費税導入のための対策を予算として盛り込み、一方、様々な形で、説得工作をしたり、圧力をかけることも行われた。

しかし、税制国民会議と中小企業連絡会の反対運動の方法は異なっていた。大企業が中心であった税制国民会議は、自民党との共闘を運動の基調とし、消費税の頃には、政府・自民党が消費税導入のための条件を受け入れたため、反対運動が沈静化した。これに対し、中小企業連絡会は、自民党のみならず、社会党や民社党などの野党にも働きかけを強め、消費税の時も強行に反対をした。さらに中小企業連絡会は、中央連絡会に参加をし、総評や共産党系の民商とも共闘した。このように、大型間接税をめぐることは、大企業団体と中小企業団体とは、対応が異なっていたといえる。この主な要因は、大企業団体の場合、政府・自民党が提示した条件に満足し、イデオロギー的にも、これ以上の政府・自民党との対立を回

避しようとしたことが考えられる。一方、中小企業団体の場合、政府・自民党が提示した条件では、価格への転嫁や、納税コストの問題が十分に解決できたとは考えられず、また、中小企業団体には、自民党のみならず、社会党や民社党にも近い団体が存在することも要因として考えられる。

次に、労働団体についてみてみる。一般消費税の頃は、総評が中心となつて、中央連絡会を結成し、これが反対運動の中核を担つた。これは、保守的利益集団が中心であつた売上税の反対運動とは大きな違いである。しかし、売上税、消費税の頃になると、連合の結成にともない、総評は急速に力を落としていった。売上税や消費税に対する労働団体の対応の特徴は、とりわけ民間労組の場合、関連する経済団体との連携であつたといえる。つまり、金属労協、自動車総連、電機労連、鉄鋼労連は、これらの業界団体とともに付加価値税方式の間接税の導入を容認した。一方、ゼンセン同盟や商業労連は、流通業界や繊維業界とともに大型間接税の導入に反対したのである。またこれらの反対労組は、保守的な税制国民会議と連携した。つまり、労組の動向は、一般消費税の頃は、イデオロギー的な側面で反対をした傾向が強くみられたが、売上税や消費税の頃には、特に民間労組の場合、自分が関連する業界の利益によつて行動をしたわけで、利害指向による側面が強く現われたとみることができるといえる。

税制改革における政府と利益集団

消費者、婦人団体についていえば、概ね消費者や生活を守る観点から、大型間接税導入には反対をした。しかし、消費者、婦人団体の中でも、例えば、政府税調委員を出している地婦連や主婦連、消費税不払い運動を展開した日消連、共産党系の団体など、反対運動の方法は様々であつた。この主な要因は、各団体と、政府・自民党との距離であると考えられる。近いところに位置する団体は政府・自民党に、政府税調などを通じて直接働きかけるが、遠いところに位置する団体は、世論に訴えながら、政府・自民党の方針に抵抗することになると考えられる。

また民商は、大型間接税反対運動の一つの核を成したといつてよい。特に、中小企業団体との共闘は大きな特徴であつた。民商はイデオロギー的な側面から強く反対したといえる。このように各利益集団の中の対応はかなり多元的で、大枠では、利害指向で対応した団体が多いとみることができるといえる。また、大型間接税をめぐることは、政府・自民党と多くの利益集団の間に対立が生じたわけだが、これは、税制改革における政府と利益集団の関係の特徴であるといえる。特に、税制は経済的な問題であるため、財界、大企業団体、中小企業団体といった保守的な利益集団との対立を招きやすいことも、税制改革の特徴である。

よつて、政府・自民党としては、この対立を解消するため

に、これらの利益集団に対して説得をする必要があり、これは税制改革の政治過程において多くを占める部分である。しかし、政府・自民党が各利益集団を説得する度合口については、財界、大企業団体、中小企業団体といった保守的利益集団、労働団体、婦人、消費者団体、民商では相違がみられたといえる。政府・自民党に近いところに位置する保守的利益集団は、権力側への影響力も大きい分、権力側からの説得工作の度合いも強いものとなる。逆に、遠いところに位置する消費者、婦人団体、共産党系の団体は、政府・自民党に対する影響力も小さいが、これらからの説得工作もほとんどなく、どちらかといえば排除されているといえる。労働団体は、社会党や民社党など野党との結び付きが強いわけであるが、民間連合が結成された頃からは、政府・自民党からの消費税容認への働きかけや、経済団体との共闘など、自民党や保守的利益集団との結び付きも見られた。また、連合が結成され、連合内部で容認と反対に態度が二分されたことが、政府・自民党との対立を和らげる要因になったといえる。

また、説得の優先順位も、財界、大企業団体、中小企業団体といった保守的利益集団程高く、今回のケースでも、まず、これらの利益集団への説得から始まったといえる。

以上、本稿では、政府・自民党と利益集団との関係を取り上げたが、大型間接税のケースでは、これらの対立のみなら

ず、特に消費税導入後に起きた消費者といった組織されない集団と政府の対立も重要な要素であり、これについては、別の機会にゆずる。

注

- (1) 山下元利衆院議員とのインタビュー。
- (2) David Easton, "An Approach to the Analysis of Political System," *World Politics* vol. 9, No. 3(1957), 383-400.
- (3) ZHK 日本プロジェクト取材班、磯村尚徳「なぜ税が問われているのか」、日本放送出版協会、一九八八年、一六五頁。
- (4) 竹下登・平野貞夫監修『消費税制度の成立の沿革』、ぎょうせい、一九九三年、一二頁。
- (5) 税制調査会『昭和六一年度の税制改正に関する答申』、一九八五年一二月。
- (6) 村山調査会は、昭和五九年三月、当時の藤尾政調会長から委嘱を受け、財政改革問題について、検討を行うために設置された、村山達雄自民党税調顧問を座長とする政調会長の諮問機関である。
- (7) 水野勝、主税局長の千三百日・税制抜本改革への歩み、大蔵財務協会誌のしるべ総局、一九九三年、五七〜八頁。
- (8) 同右、七六頁。
- (9) 同右、八〇頁。
- (10) いわゆる「暴れ馬」と称された特別委員は、飯島清、牛尾治朗、江副浩正、公文俊平、堺屋太一、土屋清、中川幸次、永田敬生、細見卓、三宅久之であった。
- (11) マスコミ関係者とのインタビュー。
- (12) 税制調査会『税制の抜本的見直しについての答申』、一九八六年

- 一〇月参考。
- (13) 前出、山下とのインタビュ。
- (14) 『日経新聞』、一九八六年二月六日。
- (15) 『読売新聞』、一九八七年三月九日。
- (16) 税制調査会『昭和六三年度の税制改正に関する答申』、一九八七年二月。
- (17) 税制調査会『税制改革についての中間答申』、一九八八年四月。
- (18) 『日経新聞』、一九八八年三月二六日。
- (19) 税制調査会『税制改革についての中間答申』、一九八八年四月。
- (20) 水野、前掲書、二三五頁。
- (21) 前出、山下とのインタビュ。
- (22) 『日経新聞』、一九八八年四月一六日。
- (23) 同右、一九八八年四月一六日。
- (24) 同右、一九八八年四月一六日。
- (25) 水野、前掲書、二三九〜四〇頁。
- (26) 『日経新聞』(夕刊)、一九八八年六月一三日、及び前出、山下とのインタビュ。
- (27) マスコミ関係者とのインタビュ。
- (28) 水野、前掲書、二九三〜四頁。
- (29) 同右、三三八〜九頁。
- (30) 『日経新聞』(夕刊)、一九八八年一月一六日。
- (31) 経済団体連合会『昭和六〇年度事業報告』、一九八六年五月、五〜六頁、及び経団連職員とのインタビュ。
- (32) 日本商工会議所『昭和六一年度事業報告』、一九八七年。
- (33) 『日経新聞』、一九八七年二月六日。
- (34) 日商職員とのインタビュ。
- (35) 日本商工会議所『昭和六一年度事業報告』、一九八七年。
- (36) 日本商工会議所『税制改革についての意見』、一九八八年四月二六日。
- (37) 自民党税制調査会『税制改革に関する関係団体との懇談会記録』、一九八八年四月参考、及び自民党関係者とのインタビュ。
- (38) 税制国民会議幹部とのインタビュ。
- (39) 同右。
- (40) 『朝日新聞』(夕刊)、一九八七年二月七日。
- (41) 『朝日新聞』、一九八七年四月一八日。
- (42) 税制国民会議幹部とのインタビュ。
- (43) 『朝日新聞』、一九八八年一月一日、及び『アエラ』一九八八年二月六日号、二〇頁。
- (44) 税制国民会議幹部とのインタビュ。
- (45) 中小企業連絡会幹部とのインタビュ。
- (46) 同右。
- (47) 同右。
- (48) 『読売新聞』、一九八八年八月二日。
- (49) 東京土建幹部とのインタビュ。
- (50) 中央連絡会『消費税廃止・国民のための税制改革』、一九九〇年九月、五六頁。
- (51) 中央連絡会幹部とのインタビュ。
- (52) 連合幹部とのインタビュ。
- (53) 同右。
- (54) 同右。
- (55) 社会党国会議員とのインタビュ。
- (56) 全国消団連幹部とのインタビュ。

(57) 同右。

(58) 全商連幹部とのインタビュ。

(59) 同右。

(社会科学研究科5年)